

# いわきのまちをきれいにする市民総ぐるみ運動でのお願い

## 1 本運動の目的の理解

自分たちのまちをみずからの手できれいにすることにより、環境美化に対するモラルの向上を図り、「ごみを拾う運動」から「ごみを捨てない運動」への意識変革を目指します。(この運動は、「空き缶」や「紙くず」等の散乱ごみの清掃が主な目的です。)

## 2 事前手続き

本運動に参加するにあたっては、次の手順により、清掃活動を行ってください。

### (1) 実施計画書の提出

ア 実施計画書（様式第1）を事前に提出してください。

イ 実施日、実施時間、実施場所を明確に記載してください。

ウ ごみの集積場所は、できるだけ少なくするとともに、ごみ収集車両が出入り可能な場所にしてください。

※ 実施計画書の集積場所と実際の集積場所との間に、違い（場所の違い、記載漏れ）があると、収集できないので注意してください。

※ 清掃実施日及び集積場所を変更する場合は、担当者に連絡してください。

### (2) ごみ袋、土のう袋の受取

実施計画書の提出時に、ごみ袋、土のう袋を必要枚数受け取ってください。

特に、ごみ袋につきましては、家庭ごみなど他のごみと区別するため、専用のデザインとなっています。

## 3 清掃の実施

清掃の実施にあたっては、怪我等には十分に注意されますようお願いいたします。

また、家庭や事業所からのごみは、排出しないようお願いいたします。

※ 清掃時に多量の不法投棄物を見つけた場合

不法投棄物については、まず、第一に捨てた者の責任が問われ、それが困難な場合には、次に、土地所有者・管理者の管理責任によって処理されるべきものです。（廃棄物処理法）

したがって、清掃時に下記のような不法投棄物を見つけた場合には、不法投棄物から投棄者の手がかりを探しますので、現場保存の上、事前に資源循環推進課、廃棄物対策課または各支所の担当者まで連絡してください。

#### — 主な不法投棄物 —

【大型ごみ】・・・自転車、家具類、電子レンジ、ファンヒーター等

【処理困難物】・・・タイヤ、バッテリー、消火器、バイク、農機具等

【家電リサイクル法対象品目】・・・エアコン、テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機

【産業廃棄物】・・・事業活動に伴って発生する廃棄物

なお、防犯登録のある放置自転車を撤去するためには、事前に当該自転車について、盗難届けが提出されていないことを確認する必要があります。盗難届けの有無は、警察署に連絡することで調べることができます。

## 4 集めたごみの処理

### (1) 市に収集を依頼する場合

#### ア 燃やすごみ、燃やさないごみ

集めたごみは、燃やすごみ（ペットボトルを含む）、燃やさないごみ（空き缶、空きびんを含む）に2分別して、実施計画書に記載した集積場所に出してください。

草木は、長さ60cmを目安に、収集しやすい大きさに束ねてください。

なお、直径が15cmを超える太い木は収集できません。

#### イ 側溝土砂

土のう袋に入れて、実施計画書に記載した集積場所に出してください。

水切り期間を必要とするため、市が収集するまで2～3週間かかります。

### (2) 自己搬入する場合

ア 実施計画書を提出する際に、自己搬入する旨を申し出てください。

イ 担当者より「搬入許可証」の交付を受けます。許可証に記入を要するため、事前に使用する車のナンバーを確認してください。

ウ 当日、自己搬入する際に、各施設の受付に「搬入許可証」を提出してください。なお、各施設に1回搬入するごとに、「搬入許可証」が1枚必要です。

エ 各施設の搬入時間は、午前は8：30～11：30、午後は1：00～4：30です。

【燃やすごみ】 草、木、紙くず、ペットボトル等

○ 北部清掃センターもしくは南部清掃センターに搬入してください。

○ 草木は、長さ180cm、直径15cm未満にし、束ねて搬入してください。

【燃やさないごみ】 かん、びん等

○ クリピーの森に搬入してください。

【側溝土砂】

○ 側溝土砂は自己搬入できません。

## 5 実績報告書の提出

市民総ぐるみ運動の実施結果については、実施計画書を提出した際に交付された実績報告書（様式第3 ハガキ）により報告してください。

### 【連絡先】

生活環境部 資源循環推進課 3R推進係 (22)7559

廃棄物対策課 (22)7439